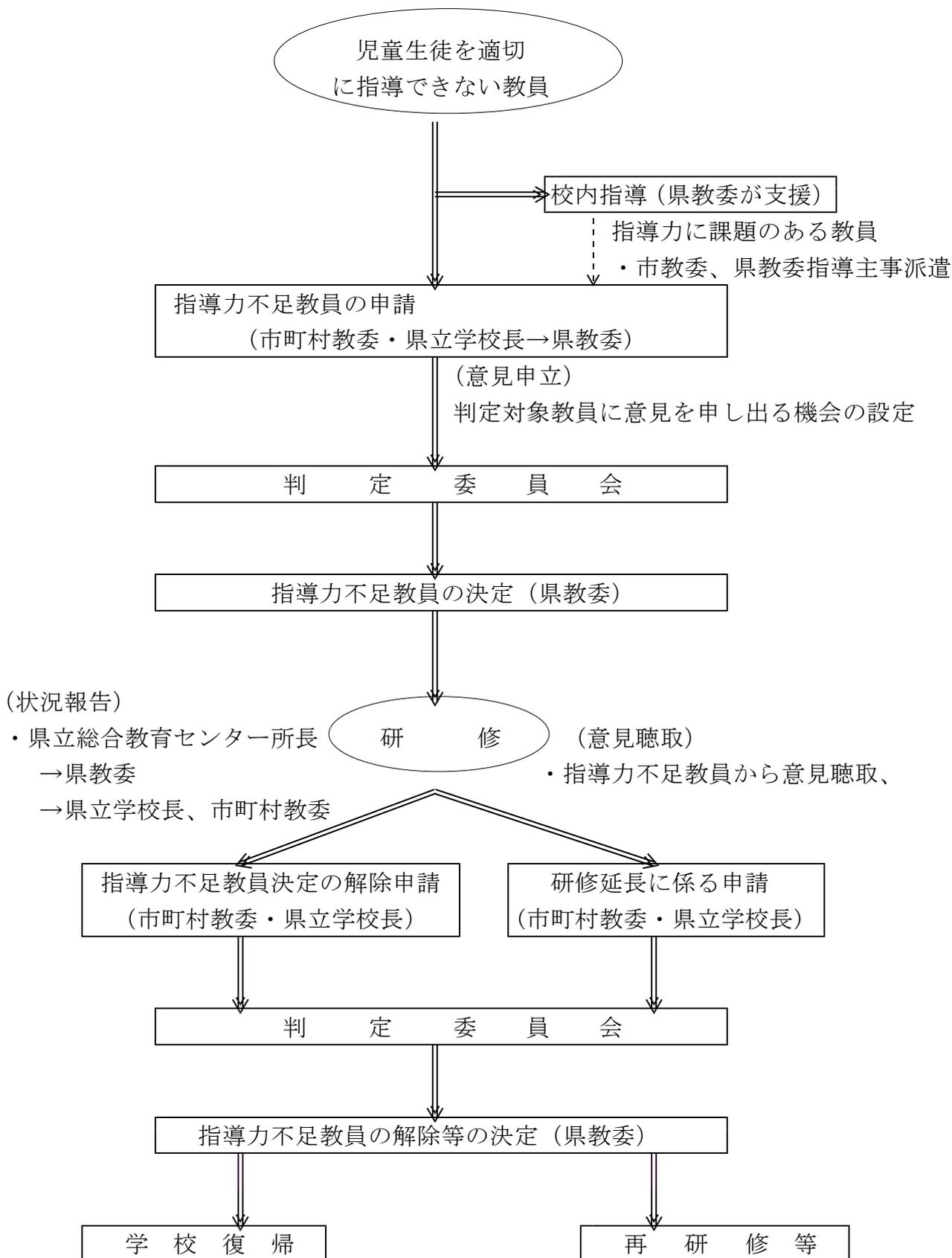


埼玉県における指導力不足教員に係る人事管理制度

1 指導力不足教員の認定までの流れ



2 指導力不足教員の研修について

○指導力向上研修の目的

指導力不足教員に対し、児童生徒に対する指導力の向上を図ることを目的とする。

○研修の概要

	センター研修	社会体験研修	市町村教委研修	学校研修
研修日数	週3～4日程度	(週2～1日程度)		
		年間8週間	月1～2日程度	月2～3日程度
研修計画	総合教育センター所長が例示する			
研修機関	総合教育センター	県立公立施設等	市町村教委	所属校
計画書作成	総合教育センター長	施設長	市町村教育長	校長
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の指導に関すること ○人間関係の構築に関すること ○教員としての意欲や使命感に関すること 			
研修課題	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○学級（ホームルーム）経営 <li style="width: 50%;">○学習指導 <li style="width: 50%;">○生徒指導 <li style="width: 50%;">○コミュニケーション能力 <li style="width: 50%;">○児童生徒への接し方 <li style="width: 50%;">○保護者への対応 <li style="width: 50%;">○社会性の向上と視野の拡大 <li style="width: 50%;">○教育公務員の在り方 <li style="width: 50%;">○校務分掌 <li style="width: 50%;">○その他 			
研修方法	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 20%;">○講話 <li style="width: 20%;">○講義 <li style="width: 20%;">○演習 <li style="width: 20%;">○模擬授業 <li style="width: 20%;">○受業実習 <li style="width: 20%;">○発表 <li style="width: 20%;">○文献による研究 <li style="width: 20%;">○体験研修 <li style="width: 20%;">○面談 			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・指導力向上研修は、センター研修、社会体験研修、市町村教委研修、学校研修から構成されている。 ・2年目の研修については、申請者は、指導力不足教員を学校等において継続的に研修させることが、特に効果的であると判断した場合は、予め県教育委員会と協議の上、学校等研修を実施することがで 			

3 免転職・分限処分等

研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導が適切に行うことができないと認められる場合には、免転職、分限処分等必要な措置を講ずる。